

個人所得税関係の改正

平成17年度税制改正

Q 平成17年度税制改正において、所得税関係についてはどのような改正が取り上げられているのでしょうか。

A 平成17年度における所得税関係改正の概要は、次の通りである。

< 所得税・個人住民税の定率減税の縮減 >

区 分	改 正 前	改 正 後
所 得 税	所得税額の20%相当額 20%相当額が25万円を超える 場合は25万円	所得税額の10%相当額 10%相当額が12.5万円を超える 場合は12.5万円
個人住民税	個人住民税所得割額の15%相当額 15%相当額が4万円を超える 場合は4万円	個人住民税所得割額の7.5%相当額 7.5%相当額が2万円を超える 場合は2万円

この改正は平成18年分から適用し、給与所得者に対する所得税については、平成18年1月の源泉徴収分から実施し、平成18年分源泉徴収表の改正が行われる。給与所得者に対する個人住民税については、平成18年6月徴収分から実施する。公的年金等の源泉徴収表も同様の見直しが行われる。

平成17年7月5日

中小企業だより

第三種郵便物認可

<合計所得金額125万円以下の高齢者に対する個人住民税非課税措置の廃止>

平成18年度分以後の個人住民税に関して、年齢65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の少額所得者に認められた非課税措置が廃止される。ただし平成17年1月1日に満65歳に達しており、前年の合計所得金額が125万円以下である場合には、平成18年度分は2/3を減額し、平成19年度分は1/3を減額する経過措置を設ける。

<短期就労者の住民税課税強化>

平成18年1月1日以後の退職者について、その給与支払者に対し退職日の翌年1月末までに退職者住所の市町村あて給与支払報告書の提出を義務づける。ただし、給与額が30万円以下の場合には、提出を要しない。